

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年7月4日 15時30分ごろ
発生場所	広島県尾道市下鷺島東方沖 名荷三等三角点から真方位301°520m付近 (概位 北緯34°19.0′ 東経133°07.3′)
事故の概要	引船勝鵬丸は、南南東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年7月11日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 勝鵬丸、16トン
船舶番号、船舶所有者等	220-10970広島、有限会社村上組
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底センターキールに曲損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約214cm（瀬戸田）、潮流 南西流約0.6ノット（kn）（下鷺島の西方約400m付近）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、尾道市生口島の名荷港防波堤入口に向けて同港北西方沖にある下鷺島東方沖を約6knの対地速力で南南東進中、船長が、慣れた海域であったので、目視のみで船位の確認を行い、いつもより下鷺島に寄っていたが、ふだんは下鷺島から離れていて潮流の影響をあまり受けなかったため、潮流の影響がないと思い、航行を続けていたところ、南西の潮流及び下鷺島のわい潮によって圧流されていることに気付かず、同島東方沖の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>海上保安庁に本事故の発生が通報された後、本船は上げ潮で離礁し、船長が手配した救助船によりえい航され、名荷港に帰港した。</p> <p>本船の喫水は、船首及び船尾共に約1.5mであった。</p> <p>本船には、GPSプロッターが装備されていなかった。</p> <p>船長は、下鷺島東方沖に浅瀬があることを知っていたが、船位の確認を目視で行っていたので、南西流の潮流がある状況の上、更にわい潮によって西方に圧流され、同島に近づいていることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、わい潮の流れが速いことに気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、南西流約0.6knの潮流がある状況下、下鷺島東方沖を南

	<p>南東進中、船長が、目視のみで船位の確認を行い、いつもより下鷺島に寄っていたものの、潮流の影響がないと思い、航行を続けたことから、いつもより同潮流及び下鷺島のわい潮によって西方に圧流されていることに気付かず、同島東方沖の浅瀬に接近し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、いつもより下鷺島に寄っていたものの、ふだんは下鷺島から離れていて潮流の影響をあまり受けなかったことから、潮流の影響がないと思い、航行を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、南西流約0.6knの潮流がある状況下、下鷺島東方沖を南南東進中、船長が、目視のみで船位の確認を行い、いつもより下鷺島に寄っていたものの、潮流の影響がないと思い、航行を続けたため、いつもより同潮流及び下鷺島のわい潮によって西方に圧流されていることに気付かず、同島東方沖の浅瀬に接近し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、島の付近を航行する際、慣れた海域であっても、潮流による圧流及び島のわい潮を考慮し、いつもの進路より島から離れて水深に余裕のある海域を航行すること。